

事業者等ヒアリングにおける主なご意見と考え方

【基本的な考え方】

電気通信事業法は、法律制定以降、様々な見直しが行われてきた。特に近年では、事前規制から事後規制への転換や利用者保護ルールの充実を図る等、技術革新の動向や市場の環境変化を踏まえ、制度の方向性を見直す取組が行われてきている。

国民生活、社会経済活動のインフラとしての電気通信サービスの重要性が益々高まり、そのインフラの上で大量の情報が流通・蓄積される現状において、ひとたび、情報の漏えい・不適正な取扱いや電気通信サービスの停止等が発生した場合には、その影響は計り知れないものとなる。

本検討会においては、そうした電気通信事業を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、電気通信サービスのイノベーションやダイナミズムを維持しつつ、信頼できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、電気通信事業のガバナンスを強化するための在るべき措置を検討してきた。国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展に資するものと考えられる。

具体的な制度見直しの方向性については、事業者における自主的な取組を尊重しつつ、

- ・デジタル変革時代のイノベーションを促進するためには、安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠であること
 - ・諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務であること
 - ・経済安全保障の観点も踏まえると、大量の利用者情報を取り扱う事業者には、一層高い信頼性の確保とリスクへの対応が求められること
 - ・利用者がアプリや Web サイトを利用する際に、タグ等により、利用者の意思によらず、第三者に自身の情報が送信されている場合があること
- といった課題や実態が顕在化していることを踏まえ、電気通信事業法が適用される事業者として、利用者の情報を守るとともに、利用者による選択の機会を確保するために最低限必要と考えられる対応を明らかにすることを目指して検討を行った。

その際には、電気通信事業法の目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保」とともにその「利用者の利益を保護」すること、これを通じて「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保」を図ることを重視しつつ、事業者の実務や実態等も考慮して、規律の対象者や内容についてバランスの取れた措置となるように配慮した。

主なご意見	考え方
1 総論	
1 - 1 広範な規制強化であり、電気通信事業法が本来規律すべき範囲を大幅に逸脱し、DX やビジネス展開の支障となり得る。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省がネット利用企業/デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしている。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を反復継続的に提供する事業(電気通信事業)を営もうとする者を規律の対象としており、今回もこの考え方に変更はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化を背景としたインターネットなどの通信の利用の拡大に伴い、電気通信事業/事業者と位置付けられるものは、利用者保護などの観点から本来事業者規制の対象とすべき範囲を超えて、広がっていく傾向にある。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、政策目的に照らして、非常に大規模な検索サービス又は SNS を提供する事業のみを新たな届出対象とすることについて検討していますが、その数はごく限られたものであり、ネット利用企業等を広範に規律の対象とするものではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ DXの進展により、更に広範な企業が電気通信事業法の規制対象となり、IoT/M2M データ流通にも大きな影響。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来より、総務省は競争を通じた多様な電気通信サービスの提供やそれを活用した IoT/M2M の活用やデータ流通を政策的に促進してきました。 ・ 我が国の利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供が確保されることは、企業活動及び国民生活の DX/デジタル化の基盤となり、むしろこれを促進するものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法がネット利用企業/デジタルサービスを広範に網にかける中、企業が DX/IoT ビジネスを進めていく上で、規制の適用関係を巡る解釈について逐一総務省へのお伺いが必要となり、大きな負担となるほか、不透明な裁量行政により規制の予見可能性が損なわれ、萎縮効果をもたらすことで、円滑なビジネス展開に大きな支障を来すおそれ。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業の届出対象となる範囲等については、電気通信事業参入マニュアル(追補版)において、具体的な事例とともに考え方を整理・公表しているところですが、誤解や混乱を招かないよう、今後も継続的に内容の更新を図り、分かりやすい情報発信に努めることで、規制の予見可能性を確保していく必要があると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特に大規模な電気通信事業者(利用者数 1000 万人以上)」であっても、実務は下請けに発注している場合もある。そのため、法改正の影響が広範囲に及び、中小事業者の負担増につながる恐れはないか。(同友会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特に大規模な電気通信事業者」に対する規律については、当該事業者により守られるべきものであると考えます。なお、具体的な規律の内容を検討する際には、下請け業者への影響にも配慮していくことが重要であると考えられます。

2 規制の適用対象について	
2 - 1 具体的な規制対象事業者の範囲が不明確であり、広範な企業が電気通信事業法の規制対象となる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数 1000 万人以上の IoT 家電を提供するメーカーは、大規模な電気通信事業者の規制の対象か？（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、IoT 家電やウェブカメラなどの IoT 機器が家庭や企業・店舗等の FTTH や Wi-Fi 等の通信ネットワークに接続された場合、当該 IoT 家電や IoT 機器を提供するメーカーは、これらの家電等を販売することにより電気通信事業者になることはないと考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に銀行・家電メーカー・自動車メーカー・商社・物流会社・ゲーム会社・飲食店なども「電気通信事業者」。「実質的な媒介」や「基盤的な役割」についての総務省の裁量的な解釈により、DX を進めるあらゆる企業が電気通信事業者としての届出を求められ、二重規制・過剰規制の対象となることを懸念。（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来より、例えばご指摘の銀行・家電メーカー・自動車メーカー・商社・物流会社・ゲーム会社・飲食店が、仮に電気通信サービスを他人の需要に応ずるため対価を得た上で提供する場合には、その部分に限定して電気通信事業に該当しえると考えます。しかしながら、その場合であっても、それ以外の事業領域に電気通信事業法が適用されるわけではありません。 ・ 今回、政策目的に照らして、非常に大規模な検索サービス又は SNS を提供する事業のみを新たな届出対象とすることについて検討していますが、DX を進めるあらゆる企業を広範に規律の対象とするものではなく、裁量的な解釈との批判を受けることのないよう、電気通信事業参入マニュアル（追補版）等において明確化する必要があると考えられます。
2 - 2 国際的に異常なガラパゴス規制であり、国際的な法制度との整合性が図られていない。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS や検索サービスを届出の対象とすることは、国際的に異例なガラパゴス規制。（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツにおいては、電気通信及びテレメディアにおけるデータ保護及びプライバシーに関する法律において接続サービス、SNS、検索サービス等を提供する者における通信の秘密、個人情報等の取扱いを規律していると承知しています。また、韓国における電気通信事業法においては、SNS、検索サービス等を提供する者も届出の対象とされていると承知しています。 ・ 今回、政策目的に照らして、非常に大規模な検索サービス又は SNS を提供する事業のみを新たな届出対象とすることについて検討していますが、その数はごく限られたものとなります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法には国際的な調整の観点があるが、電気通信事業法の場合、誰を相手にどのような調和を図るのか？（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法では、令和2年改正において域外適用の規定が導入され、法執行の実効性を確保する観点から外国の事業者が電気通信事業者として登録又は届出を行う際に、国内代表者・代理人を指定させ、国内代表者等を通じて業務改善命令や報告徴収を含む行政措置の執行などを行う制度となっていることから、個人情報保護法と同様の規定は設けられなかったものと承知しています。 ・ 検討される規律の内容は、基本的に国際的な法制度との整合性が図られることが必要であると考えています。 ・ なお、サイバーセキュリティ対策やサプライチェーンリスクへの対応を含めた信頼できる電気通信サービスの提供の確保に関して、主要先進国の規制当局と連携を図っているところであり、引き続き、諸外国や国際機関等との政策協議の場等を通じて、我が国の取組を説明し、連携を図っていくことが重要であると考えられます。
<p>2 - 3 域外適用の実効性が図られていない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平な競争環境を担保するうえで、域外適用の実効性や、国際的な法制度との整合性をどのように確保するのが不明。（経団連）（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年の電気通信事業法改正において域外適用の規定が導入され、法執行の実効性を確保する観点から外国の事業者が電気通信事業者として登録又は届出を行う際に、国内代表者・代理人を指定させ、国内代表者等を通じて業務改善命令や報告徴収を含む行政措置の執行などを行う制度となっています。 ・ この法改正も踏まえ、既に中国の事業者を含め、100社を超える外国事業者が登録・届出を行っているところであり（令和3年12月時点）、引き続き実効性の確保に努めていくことが重要と考えられます。 ・ 登録又は届出対象となる電気通信事業を日本国内で営む場合には、国内企業であっても外国企業であっても適切に事業が行われることが期待されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ チャット機能を持つゲームは「届出を要する電気通信事業」に該当するとされているが、日本国内で数千万ダウンロードを達成し、10代男女に広く普及しているとされる中国ゲームについて、届出がなされていないなど、実効的な法の執行が行われていないのではないかと。（新経連） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制を守る善良な事業者だけが負担を強いられることがないように配慮すべき。（同友会） 	

2 - 4 電気通信事業の届出制について、どのようなサービス/ビジネスが該当するのかが不明であり、制度として限界に達しているのではないが。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が公表しているマニュアルを見ても、どのようなサービス/ビジネスが「届出を要する電気通信事業」に該当するのかが分からず、総務省によるケースバイケースの判断に委ねられるケースが増加してきているのではないか。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業の届出対象となる範囲等については、電気通信事業参入マニュアル(追補版)において、具体的な事例とともに考え方を整理・公表しているところですが、誤解や混乱を招かないよう、今後も継続的に内容の更新を図り、分かりやすい情報発信に努めることで、規制の予見可能性を確保する必要があると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「連絡が取れない」とされている届出電気通信事業者が5千数百にも達しており、制度として限界に達しているのではないか。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法では、事業を廃止した場合等はその旨届出が必要とされており、それが遵守されていないことが要因と考えられることから、総務省において引き続き制度の周知徹底に努めていくとともに、事業者におかれはコンプライアンス遵守の徹底が図られることが重要と考えられます。 ・ なお、総務省では、一度届出をされた事業者についても、毎年実態調査を行っており、その結果、「連絡が取れない」と判明した者が約5千者となっていると承知しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスに付随するチャット/メッセージング機能にまで届出を求めているのは、国際的に異常なガラパゴス規制ではないか(EU業法では「電子通信サービス」から明示的に除外)。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州電子通信コード(EECC)指令では、電子通信サービスの定義において、マイナーな補助的機能として対人コミュニケーションを可能にするサービスは含まないとしていますが、実際には、ほとんど使用されていない場合など、エンドユーザーにとって客観的な有用性が非常に限られている場合にマイナーとみなすとされており、サービスに付随する全てのチャット/メッセージング機能が対象外となるわけではないと承知しています。
2 - 5 「電気通信事業を営む者」の範囲が不明確である。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業を営む者の具体的な範囲が不明。これまで電気通信事業法の適用除外を受けてきた者に新たな規律を課す必要性を明らかにすべき。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業を営む者」は電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しています。ここでいう第三号事業を営む者は、「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為を反復継続的に遂行、更に料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすものに限定されず。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により規制適用対象となる事業者(「電気通信事業を営む者」)・事業内容の定義が不明瞭。そのため、自らが規制対象かを確認するなどの事務負担の増加にとどまらず、新たなサービスの創造を萎縮させる 	

<p>など、ビジネス活動を広範に阻害する恐れ。(同友会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、専ら自らの情報の提供を目的とする個人や企業による Web サイトや企業等の問い合わせフォーム等は第三号事業に該当しないと考えられます。一方で、Web サイトのオンライン検索、SNS・電子掲示板、各種情報(天気予報やニュースなど)のオンライン提供等の類型は第三号事業に該当しうると考えられます。 こうした類型については、電気通信事業参入マニュアル(追補版)等において分かりやすく明確化する必要があると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> 広告を掲載しているニュース配信サイトを運営する新聞社やネットメディアは、この規制の対象なのか?(新経連) 	
<ul style="list-style-type: none"> Web サイトに埋め込んだタグ等により自動的に情報を第三者に送ることについて、利用者の事前に同意の取得あるいはオプトアウトの仕組みの導入を義務付けることが念頭に置かれていると理解しているが、そもそも規制の具体的な対象者があいまいである上に、利用者がアクセスした Web サイトが情報の流れをどこまでコントロールできるかが不明であり、規制の実効性を欠くことを懸念。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法に基づき、電気通信事業を営む者を対象とすることが検討されており、その対象範囲に係る要件は明確であると考えます。 電気通信サービスの利用者を選択の機会を与えることを目的としており、事業者団体等の取組も踏まえ、利用者の事前の確認方法として複数の手法を認める方向で検討することにより、規制の実効性を確保することが適当であると考えます。
<h3>3 規制の内容について</h3>	
<h4>3 - 1 電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらす。</h4>	
<ul style="list-style-type: none"> 法改正により、電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらす懸念がある。(新経連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本検討会においては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討しています。そのため、電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制をもたらす、あるいは重複した規律になるとのご懸念には当たらないものと考えます。 一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により適切な情報の取扱いが確保されています。同ガイドラインは個人情報保護委員会事務局の確認を受けており、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知しています。
<ul style="list-style-type: none"> あらゆる企業は、個人情報保護法に加え、電気通信事業法も正確に理解した上で対応することが求められる。そのようなことは実効的なのか。具体的場面への適用が不明なため、総務省へのお伺いが必要となり、不透明な裁量行政が DX の障害となるのではないかと懸念。(新経連) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発信を進めることが重要と考えられます。
<p>3 - 2 個人情報保護法以上の規律を課さなければならない理由が不明確であり、個人情報保護法、個人情報保護委員会に一元化すべき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽象的な「社会的法益」、「国家的法益」という説明で、保護の差分を正当化できるのか？法人情報や仮名加工情報などに、個人情報保護法以上の保護を義務付けなければならない具体的な理由は何か？（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル変革時代のイノベーションを促進するためには安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠であり、ガバナンス等データガバナンスに関する地政学上のリスクが高まるとともに、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化等のグローバルリスクの深刻化なども指摘されていることから、大量の利用者情報を取り扱う電気通信事業者には一層高い信頼性の確保とリスクへの対応が求められると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも個人・利用者の権利・利益のためであれば、個人情報保護法マター。（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人情報や ID やアカウント名で登録された電気通信サービスの利用者の情報については、個人情報ではない場合がありますが、そのような場合においても、安心して電気通信サービスを利用する観点からは、当該情報の漏えいや滅失などが生じうるような情報の不適切な取扱いがなされることは望ましくないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化を背景としたインターネットなどの通信の利用の拡大に伴い、電気通信事業/事業者と位置付けられるものは、利用者保護などの観点から本来事業者規制の対象とすべき範囲を超えて、広がっていく傾向にある。そのような中で、電気通信事業法における規制については、同法が業法であることも踏まえ、真に必要な事業規制は何かということを熟慮した上で、必要最小限であり続けるべき。（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人情報や ID やアカウント名で登録された電気通信サービスの利用者の情報については、個人情報ではない場合がありますが、そのような場合においても、安心して電気通信サービスを利用する観点からは、当該情報の漏えいや滅失などが生じうるような情報の不適切な取扱いがなされることは望ましくないと考えます。 ・ 一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っていると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスの負担を考慮すると、二重行政は避けるべきであり、その際、個人のプライバシーに関するルールは、その重要性・専門性・国際的調和の必要性に照らし、個人情報保護委員会の下で一元的に構築することを基本とすべき。（新経連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、個人情報の保護については、個人情報保護法において規定されるべきものと考えます。一方、電気通信事業法において、電気通信サービスの利用者の利益を保護するために必要な規律を検討することは可能であり、安心して利用できる電気通信サービスの確保のために情報の取扱いについて業法として必要とされる規律を検討することは可能であると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの円滑な利活用を促進しつつ個人の権利利益を保護するうえで、一貫した法制度が不可欠。電気通信事業法の規律内容・対象を拡大し、個人情報保護委員会が所管する個人情報保護法の領域に事業法の規律を新たに設けることは不適切。（経団連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その際にも、個人情報保護委員会事務局と連携し、必要最小限の規律となるように配慮することは重要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の安全管理および委託先の監督については、既に十分な議論がなされたうえで、個人情報保護法において規定。一貫した法制度を維持す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その際にも、個人情報保護委員会事務局と連携し、必要最小限の規律となるように配慮することは重要であると考えます。

<p>る観点から、重複した規律を設けるべきでない。(経団連)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも「安全・安心で信頼され」ない通信サービス・ネットワークは、市場競争で淘汰されるため、規制は最小限であるべき。「特定の個人を識別できない情報」(ハンドルネームなど)や「法人ユーザー情報」をどこまで保護する必要があるか、産業界も含めた幅広い議論が必要。(同友会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて大規模であり国民の多数が利用する電気通信事業者の提供する電気通信サービスについては、多くの利用者がそれを利用しない選択を行うことが困難であるため市場競争のみで対応が不十分な場合も想定されます。そのような場合には、安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から必要最小限の規律を設ける必要性は認められると考えられます。 ・ 法人情報や ID やアカウント名で登録された電気通信サービスの利用者の情報であっても、安心して電気通信サービスを利用する観点からは、当該情報の漏えいや滅失などが生じうるような情報の不適切な取扱いがなされることは望ましくないと考えます。
<p>3 - 3 経済安全保障の観点から必要な規制であれば、目的に応じた適切な内容とすべき。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安全保障の観点から、情報の漏えい・不適正な取扱い等の防止が重要であることは論を俟たないが、効果的かつ必要十分な政策を実現するための議論が不十分。本検討会における ZHD からのヒアリング内容、あるいは本検討会で示された立法事実と、今回示された検討結果との関係が不明。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本検討会においては、国家的法益も踏まえ、業法として対応可能な必要最小限の規律を検討したものです。 ・ 一方、経済安全保障の観点については、政府内において立法措置の検討が進められていますが、当該検討内容とも連携することにより、相互に補完的役割を担うことで、全体として適切かつ実効的な取組が進められるものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に経済安全保障などの国家的法益の観点から必要なのであれば、まず、政策目的を明示すべき。その上で、適切な規制と実効性の確保が可能な制度を設計すべき。(同友会) 	
<p>3 - 4 「電気通信役務利用者情報」の範囲が不明確であり、電気通信事業法の規律範囲を逸脱する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信役務利用者情報」の内容および同情報に関する規律の対象となる事業者の範囲を明確に示すべき。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信役務利用者情報」の定義や規律の対象範囲が分かりにくいという指摘を踏まえ、保護すべき情報の範囲について、事業者及び利用者の方々に分かりやすく明確化することは重要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年改正個人情報保護法において、データの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」に関する規定が新設された中、「電気通信役務利用者情報」を個人情報保護法の領域に規律することは、電気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法において、安心して利用できる電気通信サービスの確保のために情報の取扱いについて業法として必要とされる規律を検討するこ

<p>通信事業法が本来規律すべき範囲を大幅に逸脱する懸念。(経団連)</p>	<p>とは必要であると考えられます。</p>
<p>・「電気通信役務利用者情報」の内容および同情報に関する規律の対象範囲が不明瞭であり、事業者の不安を増幅。(経団連)</p>	<p>・なお、(上述の通り、)一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により適切な情報の取扱いが確保されています。</p>
<p>・「電気通信役務の利用者」の内容が不明確である中で、保護すべき「電気通信役務利用者情報」とは何なのか?(新経連)</p>	<p>・今後も、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発信を進めることが重要と考えられます。</p>
<p>・検索サービスの利用者がアカウント登録者だとするならば、アカウントを登録せずに検索サービスを利用する者に関する情報は「電気通信役務利用者情報」ではないのか?(新経連)</p>	
<p>・これまで個人情報保護法を前提に顧客情報の管理を行ってきた事業者は、何を追加で行う必要があるのか?(新経連)</p>	
<p>・「電気通信サービスの利用者に関する情報」のうち、法規制すべきものの取扱いルールについては、既に十分な議論のうえで個人情報保護法において規定。それにもかかわらず、「通信の秘密」を逸脱した情報の取扱いを電気通信事業法において新たに規律することは不適切。(経団連)</p>	
<p>3 - 5 令和 2 年個人情報保護法改正において「個人関連情報」に対する規制が追加されており、その効果を妨げることのないよう、まずは同法の施行と評価を行うべき。</p>	
<p>・令和 2 年改正個人情報保護法においてデータの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」が新設され、真に個人への影響が懸念される場合に限定し、意味のある本人同意を規定。こうしたなか、第三者への情報の送信全般について利用者の同意取得やオプトアウトを幅広く義務付けることは、同意の形骸化を加速し、個人関連情報規制の効果を妨げる懸念。(経団連)</p>	<p>・令和 2 年改正による個人情報保護法第 26 条の 2 (個人関連情報の第三者提供の制限等)の規定については、個人の権利利益を保護するため、個人関連情報が第三者提供された先で個人データになることが想定される場合に本人同意取得等について確認を求めるものであり、個人情報保護委員会において執行されるものと認識しています。</p>
<p>・施行直前の追加規制による混乱も懸念されることから、まずは個人関連情報に関する令和 2 年改正個人情報法の施行と評価を行うべき。(経団連)</p>	<p>・プラットフォームサービスに関する研究会の中間とりまとめ及び WG 議論などの報告を踏まえて行われた本検討会における検討は、あくまでも電気通信事業を営む者を対象に、安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保するために必要となる事項について検討したものであり、観点が異なるだけでなく、規律の対象となる者も限定的であると考えます。</p>

3 - 6 全ての電気通信事業者に対する規律について、事業者の予見可能性を確保する観点から、一定の限度を設けるべき。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の電気通信役務利用者情報を適切に取扱うために必要な措置」の将来的な規定について、事業者の予見可能性を確保する観点から、一定の限度を設けるべき。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の予見可能性を確保することは重要であり、必要最小限の内容に留まるよう検討すべきと考えます。
3 - 7 規律の対象となる事業者を「利用者数」に基づいて定めることは不適切。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規律の対象となる事業者を「利用者数」に基づいて定めることは不適切。規律の目的を達成するうえで適切な、実態に即した判断基準について検討すべき。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本検討会においては、必要最小限の規律を検討する観点から、国民の多くが利用する情報通信基盤を提供し大量に利用者情報を扱う大規模な事業者に対する規律の在り方について検討をしました。大規模な事業者であることを判断する基準については、「利用者数」が一例として考えられますが、具体的には、今後、事業者や事業者団体等とも連携しながら検討を深め実態に即した判断基準を定めていくことが必要と考えられます。
3 - 8 リスク評価の具体的な内容を明示すべき。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映」について、具体的な内容を明示すべき。(経団連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、リスク分析を行い自らの内部に管理責任者をおいてその適切な取扱いを図っていることが想定されます。 ・ 今回検討されている規律は、官民共同規制として、一律に規律を課すのではなく、各事業者の実態を踏まえ各事業者自らがリスク管理を行い、適正な情報の取扱いに関するPDCAサイクルを回すことにより情報に係る取扱規程や方針などを見直すことを期待しているものです。 ・ 一方、各事業者が適切に対応を行うことができるよう、具体的方法については事業者や事業者団体等とも連携しながら検討を深め、必要に応じガイドラインやマニュアル等の整備を行うことも検討することが必要と考えられます。

3 - 9 サーバ設置国を公表することは、セキュリティの観点からも適切かどうか、十分に議論すべき。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会的法益」、「国家的法益」のためであれば、情報を管理するサーバを設置した外国名の公表に意味はあるのか？（新経連） ・ 電気通信設備の所在国や電気通信役務利用者情報を取扱う業務を委託した第三者の所在国の明記を義務付けることについて、セキュリティの観点から適切かどうか、十分に議論すべき。（経団連） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年改正個人情報保護法及び同法ガイドライン・Q&Aに基づき、外的環境の把握を含む保有個人データの安全管理のために講じた措置を、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについてはその必要はない）と定められています。 ・ 諸外国の法的環境の変化等もある中、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、利用者がサービスを選択するために必要な情報を公表することは意義があると考えます。 ・ 一方、公表に際しての具体的な記載方法については、今後事業者の方々とよく調整し、上記の個人情報保護法における整理等やセキュリティの観点からの懸念も含めて十分考慮し調整することが必要と考えられます。
4 検討のプロセスについて	
4 - 1 非公開の会合での拙速な議論に基づき法改正が行われようとしていることは問題。様々なステークホルダーを交えて十分かつ透明性のある議論が行われるべき。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られたメンバーによる非公開の場で検討の大半がなされてきたことから、規律の対象となり得る多くの事業者の理解が深まっていない。改めて幅広いステークホルダーを含めたうえで十分な議論を行うことが必要。（経団連） ・ 2020年個人情報保護法改正時のように「保護」と「利活用」のバランスを重視しつつ様々なステークホルダーを包摂した真摯な議論と同等の十分かつ透明性のある議論は尽くされたのか？（新経連） ・ 非公開の会合での拙速な議論に基づき、このような大きな法改正を行おう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本検討会は、当初、個別企業のサイバーセキュリティ対策の内容等機密性の高い情報についてもヒアリング等していたことから、非公開での開催としていましたが、各電気通信事業者のサイバーセキュリティ対策など機微な部分以外、議事要旨・資料を公開しています。また、昨年11月からは会合についても一般公開し透明性を確保しています。 ・ 本検討会では、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、電気通信事業者による情報の取扱いのガバナンス強化に必要な最小限の規律について検討しています。

<p>としている。いわゆる LINE 問題が発端だったが、無関係な規制強化が盛込まれている。(新経連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び事業者団体等産業界からのヒアリングや個別の意見交換等も継続的に実施してきており、更に、検討会として、令和3年12月28日及び令和4年1月11日には事業者団体、消費者団体等からの追加的ヒアリングも実施するなど、できる限り丁寧な意見聴取と調整を進めているところです。 ・ 信頼できる電気通信サービスの提供確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者及び事業者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ データ保護は成長戦略や経済安全保障に関わる重要テーマであり、様々なステークホルダーを交えた透明性の高い検討がなされるべき。(同友会) 	